

趣旨

令和3年5月に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、この中で市町村は地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）を定めることが努力義務（令和4年4月1日施行）とされた。

都道府県は省令に従い促進区域の設定に関する基準を定めることができることとされたことから、本県では、2050ゼロカーボンに向け、地域と調和した再生可能エネルギーを促進するため、促進区域の設定に関する基準（以下「県基準」という）を策定する。

県基準（案）

市町村が取り組む「地域脱炭素化促進事業」の推進に資するよう県基準を策定

地域脱炭素化促進事業の促進のために実施すべき事項等

出典：環境省 改正温暖化対策推進法施行検討会取りまとめ資料

■ 地域脱炭素化促進事業の促進のため、地域の再エネポテンシャルを最大限活用するような意欲的な再エネ導入目標を設定した上で、その実現に向け、環境保全に係るルールに則って、促進区域等を設定することを通じ、円滑な地域合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組み。

■ 地域脱炭素化促進事業の促進に当たって実施すべき事項は、以下の通り。

実施すべき事項	実施主体	実施すべき事項のイメージ
1. 国の環境保全に係る基準の設定(環境省令) 国は、環境保全上の支障を及ぼすおそれがないものとして定める省令によって、全国のいずれの市町村も共通して遵守すべき基準を定める。	国	その他のエリア 市町村が考慮すべきエリア・事項 除外すべきエリア
2. 都道府県の環境配慮基準の設定 都道府県は、国の基準を踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して都道府県の環境配慮基準を定める。	都道府県	その他のエリア 市町村が考慮すべきエリア・事項 除外すべきエリア
3. 促進区域・地域の環境の保全のための取組等の設定 市町村は、自ら定める再エネ導入目標を念頭に置き、国・都道府県の基準に基づき、環境配慮の観点に加えて社会的配慮の観点も考慮しながら促進区域等を設定する。	市町村	＜地方公共団体実行計画＞ 促進区域・地域の環境の保全のための取組等 ・協議会等の協議
4. 地域脱炭素化促進事業計画の策定 事業者は、促進区域において整備する施設の種類の規模や「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の内容等を「地域脱炭素社会促進事業計画」として作成・申請する。	事業者	＜地域脱炭素化促進事業計画＞ 地域脱炭素化促進施設の整備 地域の脱炭素化のための取組 地域の環境の保全のための取組 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
5. 地域脱炭素化促進事業の認定 事業者から提出された地域脱炭素化促進事業計画について、市町村が上記3の事項との適合性等を審査し、事業を認定する。	市町村	・協議会等での協議 ・ワンストップ化特例 ・アセス配慮書省略

県基準の構成(案)

① 基本的考え方

県基準設定の趣旨、地域と調和した再生可能エネルギーを推進する指針・メッセージ等を示す

② 環境配慮の区域

促進区域の県基準として、環境省令に則して「A 一律に除外する区域」「B 配慮が必要な区域」を示す

+

③ 配慮が必要な事項

促進区域の県基準として、環境省令に則して、配慮が必要な事項を示す

④ 地域脱炭素化促進事業の例示

市町村が積極的に「地域脱炭素化促進事業」として、推進すべき事業や区域の例を示す

①基準設定
における基
本的考え方

県基準設定の趣旨、地域と調和した再生可能エネルギーを推進する指針・メッセージ等を示す

- 再エネ設備設置による災害誘発や地域住民の生命・財産を脅かすことがあってはならないこと。
- 地域との合意形成・コミュニケーションを重視し、地域主導型の再生可能エネルギーを推進すること。
- 地域の再エネポテンシャルやエネルギー需要を勘案し、市町村が積極的に促進区域に事業を誘導できること。

②環境配慮の区域	A 一律に除外する区域	B 配慮が必要な区域
	国基準(環境省令)で定める区域 (現在、環境省で検討中)	
	自然保護 ・原生自然環境保全地域※、自然環境保全地域※ (自然環境保全法) ・特別保護地区、第1種特別地域 (自然公園法) ・国指定鳥獣保護区の特別保護地区 (鳥獣保護管理法) ・生息地等保護区の管理地区※ (種の保存法) ※県内該当なし	防災 ・砂防指定地 (砂防法) ・地すべり防止区域 (地すべり等防止法) ・急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律) ・保安林 (森林法) 自然保護 環境保全 ・第2種特別地域、第3種特別地域 (自然公園法) ・生息地等保護区の監視地区※ (種の保存法) ※県内該当なし
	県基準で定める区域 (A又はBに分類)	
	再エネ設備設置により、 ☐特に防災上大きな影響が考えられる区域 ☐特に自然環境、生活環境に大きな影響が考えられる区域 を設定する。 この区域において市町村は促進区域を設定することができない ●環境省令で示される区域との整合性も考慮。	再エネ設備設置により、 ☐歴史的・文化的価値や景観に影響が考えられる区域 ☐生活環境等に一定程度影響が考えられる区域 を設定する。 この区域を市町村が促進区域に設定する場合は、配慮事項を考慮 ●Aに属さないまでも、県の条例等で一定の制限がある区域について、市町村の促進区域設定時に検討を求めるもの。
	防災 ※環境省令で規定される可能性もあり ・土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域 (土砂災害防止法) ・山地災害危険地 (林野庁長官通達) ・河川区域、河川保全区域 (河川法) ・森林計画対象林 (保安林を除く) (森林法) 自然保護 ・自然環境保全地域 特別地区、郷土環境保全地域 (長野県自然環境保全条例) ・第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域 (長野県立自然公園条例) ・県指定鳥獣保護区の特別保護地区 (鳥獣保護管理法) ・森林整備保全重点地域 (長野県ふるさと森林づくり条例)	歴史的・文化的価値保全・景観保全 ・景観育成重点地域、眺望点 (景観法・長野県景観条例) ・歴史的風致維持法向上計画で定める重点区域 (歴史まちづくり法) ・周知の埋蔵文化財包蔵地、史跡・名勝・天然記念物指定地、重要文化的景観、伝統的建造物群保存地区 (文化財保護法、文化財保護条例) 環境保全等 ・水道水源保全地区 (長野県水環境保全条例) ・水資源保全地域 (長野県豊かな水資源の保全に関する条例) ・要措置区域、形質変更時要届出区域 (土壌汚染対策法) ・農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地 (農地法)
	※上記以外の区域についても、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全の観点から区域設定を検討していく。	

③ 配慮が必要な事項
地域の環境の保全のための取組

促進区域の県基準として、環境省令に則して、「配慮が必要な事項」を示す。
これらの事項は「地域の環境の保全のための取組」として、市町村は事業者へ配慮すべき事項として求めることとなる。

配慮が必要な事項（地域の環境の保全のための取組）

※この事項については、今後、環境省より公表される
「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」（以下「環境省マニュアル」という。）により策定方法等含め詳細が示される予定

▶環境配慮事項（例）

- ・騒音 ・水象 ・地形、地質 ・土地の安定性 ・反射光 ・動植物
- ・景観 ・触れ合いの活動の場 ・その他 など

▶適正な配慮のための考え方（例）

- ・住宅敷地境界から設備を一定距離離すこと ・林地境界から設備を一定距離離すこと ・道路境界から設備を一定距離離すこと
- ・盛土への設置については一定の配慮をすること ・一定の斜度以上の斜面に設置しないこと ・施設廃棄の計画の作成、適切な維持管理
- ・地上型太陽光パネルの設置の際には植栽などを行うこと など

④ 地域脱炭素化促進事業の例示
地域の持続的発展に関する取組
地域の脱炭素化のための取組

推進する地域脱炭素化促進事業の例示

※現時点の案であり、今後調整を要する

□地域の経済及び社会の持続的発展に関する事項の例示

※環境省マニュアルにおいても地域の経済及び社会の持続的発展に関する取組の例示される可能性あり

- ・地域・近隣住民との合意形成の努力 ・災害時の非常用電源としての活用 ・地域への売電収益還元
- ・地域づくりの取組参加 ・再エネ電気の地域内経済循環 ・地元資本の事業者との連携 など

□促進する事業例

- ・住宅・事業所・公共施設の建物屋根太陽光発電
- ・河川、農業用水路を利用した中小水力発電事業
- ・食品残渣等を利用したバイオマス発電・熱事業
- ・事業により排出する余熱を利用した熱事業

※環境省マニュアルにおいても地域脱炭素化の取組の例示される可能性あり

□促進する区域例

- ・産業団地、教育関連施設（大学等）
- ・未利用地（廃校・工場跡地・耕作放棄地・最終処分場跡地）
- ・屋根（庁舎・学校・住宅・街区域）
- ・温泉地（熱利用）

法第21条第7項に係る省令【案】の概要 (都道府県基準の定め方)

(都道府県の定める促進区域の設定に係る基準の位置づけ)

- 法第21条第7項において、都道府県が地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定める促進区域の設定に関する基準（以下「都道府県基準」という。）は、環境省令で定めるところにより、「環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準」（法第21条第6項に係る省令事項）に即して、定めることとされている。
- 都道府県基準が定められている場合、市町村は、法第21条第6項に係る環境の保全上の支障が防止されるものとして認められる基準に従い、都道府県基準に基づいて促進区域を設定する。

※なお、都道府県基準が定められていない場合においても、市町村が促進区域を設定することは可能。

その際には、都道府県と事前によく相談する等連携をとり、市町村による促進区域を設定した後に都道府県基準が設定される場合においても、都道府県基準との整合が図られることが望ましい。

(法第21条第7項に基づき定める環境省令に定める事項)

法21条第7項に基づき定める環境省令においては、都道府県基準の定め方を規定

(発電設備の種類ごとの事業特性を踏まえた、環境の保全のために配慮すべき事項、配慮すべき事項ごとに環境の保全に適正に配慮するための情報及びその収集方法等)

法第21条第7項に係る省令【案】の概要（都道府県基準の定め方）

（環境影響評価法の計画段階配慮書の手続の適用除外について）

- 広域的な観点から環境の保全に適正に配慮すべき事項が検討されたうえで、都道府県基準が定められている場合、事業者による個別の事業計画の立案に先立って、市町村により適正な環境配慮が確保された促進区域の設定が担保されることとなる。加えて、当該区域における認定事業については、市町村が定める「地域の環境の保全のための取組」に位置付けられた環境保全措置等がなされた事業計画となることが担保されることとなる。



- 法第21条第6項に係る環境の保全上の支障が防止されるものとして認められる基準に従い、同条第7項に係る省令事項に即して定められた都道府県基準に基づき促進区域が設定されている場合、当該区域における事業計画は、あらかじめ事業計画の立案の早期段階で考慮すべき環境配慮が適切に確保されることとなることから、環境影響評価法の計画段階環境配慮書の手続に担保される環境配慮が確保されている。このため、同法の同手続を省略することが可能となっている。

※環境影響評価法の計画段階配慮書の手続の特例については、法第21条第6項に係る省令事項の基準に従っており、かつ都道府県基準に基づき促進区域が設定されている場合にのみ適用される。

※本省令に基づく都道府県基準の定め方については、別途、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）においてより詳細な解説を示す予定。

参考：地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに関する検討会

<https://www.env.go.jp/policy/council/52keikaku-manual/yoshi52.html>

※市町村が、地域脱炭素化促進事業の環境配慮を確保する観点から、「地域の環境の保全のための取組」を規定した場合には、当該取組に適合する事業計画であることが認定要件となる。例えば、「地域の環境の保全のための取組」として、事業計画の立案に先立ち必要な調査の実施や、調査結果を踏まえた事業計画の見直し（地域脱炭素化促進施設等の位置、規模、配置、構造等の調整、環境保全措置、事後調査による対応及び順応的管理による対応を含む。）等を位置づけられることが想定される。

法第21条第7項に係る省令【案】の概要（都道府県基準の定め方）

【参考1】地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策推進法の施行に関する検討会とりまとめ(抜粋)

（促進区域等の設定の基本的考え方②）

- 促進区域の設定に当たっては、地域の将来像、長期的な区域全体の温室効果ガス排出削減目標及び再エネ導入目標とセットで考える観点から、個別事業の立案に先立ち、地域の再エネ導入の方針を決める上位計画の段階で、地域全体を見渡した検討を行うことが重要。

（促進区域設定に係る都道府県が定める環境配慮基準※注の基本的考え方）

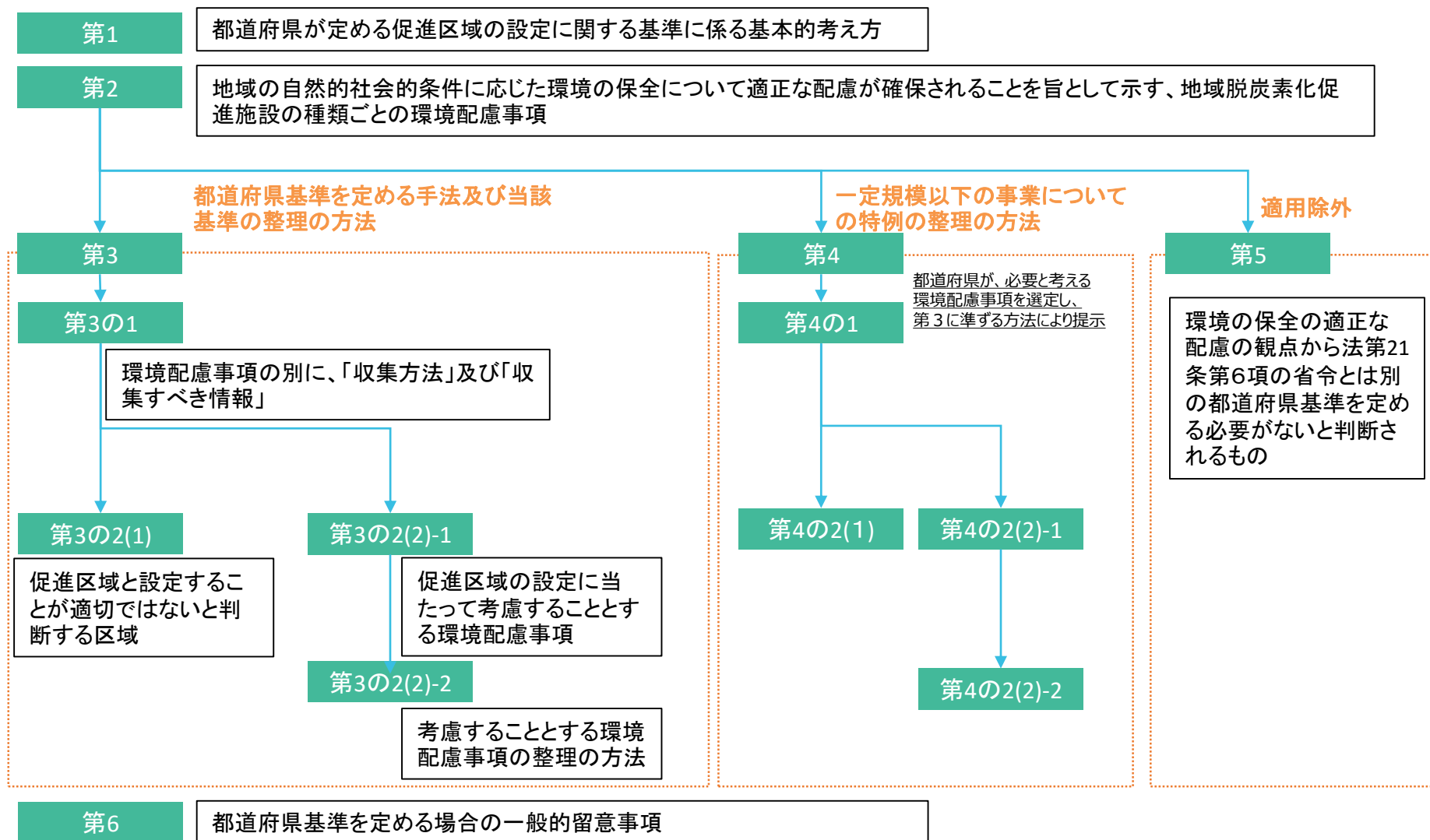
- 都道府県の基準は、都道府県の定める再エネ導入目標の達成に向けて、環境の保全に適正に配慮した上で積極的に再エネを導入するために、地域の実情に応じて一步踏み込んだ検討のうえ、促進区域の設定に当たって配慮すべき区域や配慮事項ごとの適正な配慮の考え方について、個別の事業計画の立案に先立ち、上位計画の段階で明確にするもの（いわゆる戦略的環境アセスメントの一種）である。
- また、都道府県の基準を効果的に定めた上で、市町村の定める環境の保全のための取組において個別事業に係る環境配慮を適切に確保することにより、累積的影響など個別の事業の実施段階で対応することが難しい課題にも、上位計画の段階において一定の配慮が可能となることが期待される。

※注：都道府県基準と同義。

【参考2】環境基本法に定める「環境の保全上の支障の防止」及び「環境の保全」の区別について

法第21条第7項における省令事項案で環境配慮事項として選定した事項は、「環境の保全上の支障の防止」のみならず、「環境の保全」への適正な配慮を行うことを旨として整理している（「環境の保全上の支障の防止」については法第21条第6項に係る省令事項で整理している。）。この点、環境基本法においては、「環境の保全上の支障の防止」とは、公害その他の人の健康又は生活環境に係る被害を防止することや、確保されることが不可欠な自然の恵沢を確保することとしている。一方で、「環境の保全」は、こうした支障の防止にとどまらず、清浄な水や大気、静けさ、良好な自然環境の確保などを含むものであり、大気、水、土壌等の環境の自然環境の自然的構成要素及びそれらにより構成されるシステムに着目し、その保護及び整備を図ることによって、これを人にとって良好な状態に保持することを中心的な内容とするものとされている。（環境基本法逐条解説121ページ参照）

都道府県基準の定め方に係る省令事項の関係性（概念図）



都道府県基準の定め方に係る省令の各事項【案】の概要

(第1) 都道府県が定める促進区域の設定に関する基準に係る基本的考え方について

都道府県が法第21条第3項第1号に掲げる事項として都道府県基準を定めるに当たっては、環境省令で定めるところにより、同条第6項の環境省令で定める基準に則して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して当該基準を定めることとされている(同条第7項)。

■ 都道府県基準の基本的考え方

本省令案では、都道府県が都道府県基準を定めるに当たっての基本的考え方として、以下の内容を定めることとする。

- 都道府県の定める地方公共団体実行計画における目標との整合性が図られるよう、都道府県基準を定めること。
- 都道府県の管轄区域内において促進すべき地域脱炭素化促進施設（以下単に「地域脱炭素化促進施設」という。）の種類ごとのポテンシャルに応じて、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに都道府県基準を定めること。
- 国又は地方公共団体等が有する情報及び専門家等からの聴取等により得られる客観的かつ科学的知見に基づき、都道府県基準を定めること。
- 都道府県の定める地方公共団体実行計画における目標の達成状況及び関連する施策の動向に応じて、都道府県基準の見直しを適時に行うこと。

都道府県基準の定め方に係る省令の各事項【案】の概要

(第2) 都道府県基準において、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全について適正な配慮が確保されることを旨として示す、地域脱炭素化促進施設の種類ごとの事項について

都道府県基準は、地域脱炭素化促進施設の種類ごとの特性に鑑み、地域脱炭素化促進事業の実施に当たり、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全について適正な配慮が確保されることを旨として示すべき事項（以下「環境配慮事項」という。）について定めるものとする。

1 太陽光発電

- ① 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境配慮事項
ア 騒音による影響
イ 水の濁りによる影響
ウ 重要な地形及び地質への影響
エ 土地の安定性への影響
オ 反射光による影響
② 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境配慮事項
ア 植物の重要な種及び重要な群落への影響
イ 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
ウ 地域を特徴づける生態系への影響
③ 人と自然との豊かな触れ合いに区分される環境配慮事項
ア 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響
(4) その他都道府県が発電施設の特性、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項

2 風力発電

- ① 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境配慮事項
ア 騒音による影響
イ 重要な地形及び地質への影響
エ 土地の安定性への影響
オ 風車の影による影響
② 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境配慮事項
ア 植物の重要な種及び重要な群落への影響
イ 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
ウ 地域を特徴づける生態系への影響
③ 人と自然との豊かな触れ合いに区分される環境配慮事項
ア 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響
(4) その他都道府県が発電施設の特性、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項

3 地熱発電

- ① 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境配慮事項
ア 硫化水素による影響
イ 水の汚れによる影響
ウ 騒音による影響
エ 温泉への影響
オ 重要な地形及び地質への影響
② 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境配慮事項
ア 植物の重要な種及び重要な群落への影響
イ 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
ウ 地域を特徴づける生態系への影響
③ 人と自然との豊かな触れ合いに区分される環境配慮事項
ア 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響
(4) その他都道府県が発電施設の特性、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項

4 バイオマス発電

- ① 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境配慮事項
ア 大気質による影響
イ 騒音による影響
ウ 悪臭による影響
② 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境配慮事項
ア 植物の重要な種及び重要な群落への影響
イ 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
ウ 地域を特徴づける生態系への影響
③ 人と自然との豊かな触れ合いに区分される環境配慮事項
ア 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響
(4) その他都道府県が発電施設の特性、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項

5 中小水力発電

- ① 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境配慮事項
ア 植物の重要な種及び重要な群落への影響
イ 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
ウ 地域を特徴づける生態系への影響
② 人と自然との豊かな触れ合いに区分される環境配慮事項
ア 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響
(4) その他都道府県が発電施設の特性、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項

都道府県基準の定め方に係る省令の各事項【案】の概要

(第3) 都道府県基準の定め方について

都道府県が都道府県基準を定めるに当たっては、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに、第2に掲げる環境配慮事項に応じて、**省令に掲げる「収集方法」により、「収集すべき情報」を収集して整理した上で、これらの情報に基づき、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から検討を行い、当該検討を行った結果を踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう、次の提示方法に従って当該基準を示すものとする。**

※本省令に基づく都道府県基準の定め方については、別途、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）においてより詳細な解説を示す予定。

(1) 促進区域とすることが適切ではないと都道府県が判断する区域の提示

都道府県は、1の検討を行った結果に基づき都道府県基準を定める場合において、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から促進区域に設定することが適切ではないと判断する区域について、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに当該区域を示すこととする。

(2) - 1 促進区域の設定に当たって考慮することとする環境配慮事項の提示

都道府県は、1の検討を行った結果に基づき都道府県基準を定める場合において、市町村が促進区域を定めるに当たって地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から考慮すべき環境配慮事項について、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに当該事項を示すこととする。

(2) - 2 考慮することとする環境配慮事項に係る適正な配慮のための考え方等の提示

都道府県は、(2) - 1に基づき考慮すべき環境配慮事項を示すに当たっては、市町村が促進区域を定める場合に当該事項を考慮するに当たって「収集すべき情報」及びその「収集方法」を示すとともに、当該環境配慮事項ごとの「適正な配慮のための考え方」（地域の環境の保全の取組として地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置を含む。）を整理して示すこととする。

第4 都道府県の定める一定規模（以下「特例規模」という。）以下の事業についての特例に係る基準（以下「特例都道府県基準」という。）は、上記の手法に準ずる方法によって定めることができることとする。

都道府県基準の定め方に係る省令の各事項【案】の概要

(第5) 第3及び第4に基づき定める都道府県基準の適用除外について

環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の対象とならない規模未満の事業のうち、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全の適正な配慮が確保されるものとして都道府県が地域脱炭素化促進施設の種類ごとに定める規模、設置形態、立地その他の事業の態様に係る基準を満たすもの（地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全の適正な配慮の観点から、法第21条第6項の環境省令で定める基準とは別に都道府県基準を定める必要がないと都道府県が判断するもの）**については、第3及び第4に基づき定める都道府県基準の適用を除外**することを示すものとする。

※本省令に基づく都道府県基準の定め方については、別途、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）においてより詳細な解説を示す予定。

都道府県基準の定め方に係る省令の各事項【案】の概要

第3、第4、第5に基づき定める都道府県基準の関係性のイメージ図

《太陽光の場合》※都道府県基準は、地域の地域脱炭素化促進施設のポテンシャルに応じて種類ごとに策定

	対象施設(規模、設置形態等)	設定手法	環境配慮事項							備考
			騒音	土地の安定性	反射光	植物	動物	生態系	景観	
第3	都道府県基準を定める場合は必須となる原則的な規定(下記の特例以外のすべての事業に適用)	都道府県が、省令に定める事項について検討 ・配慮事項の種類 ・収集すべき情報 ・情報の収集手法	○	○	○	○	○	○	○	
第4	【任意で定める一定規模以下の特例】 法アセスの規模未満であり、かつ特例規模以下の事業	都道府県が、省令に定める事項から必要と判断する事項に限定して検討 ・配慮事項の種類 ・収集すべき情報 ・情報の収集手法	※	※	※	※	※	※	※	
第5	【任意で定める規模が小さいもの等についての適用除外】 環境省令（法第21条第6項環境省令）とは別の基準を定める必要がないと都道府県が判断する規模等の事業の態様に係る基準を満たす事業		—	—	—	—	—	—	—	例）屋根置き（●kW以下）等

都道府県基準の定め方に係る省令の各事項【案】の概要

（第6）都道府県基準を定める場合の一般的留意事項について

- 都道府県は、市町村が促進区域を設定するに当たっては、地域脱炭素化促進事業の種類ごとのポテンシャルに応じて、環境への影響の懸念が小さいと考えられる開発済みの場所から優先的に設定されるよう都道府県基準を検討すること。
- 都道府県は、都道府県基準を定めるに当たっては、検討の経緯、その内容、当該検討に際して参考にした資料等（希少野生動植物種の情報等の秘匿性のある情報を含むものを除く。）について明らかにすること。
- 都道府県は、必要に応じて、地域脱炭素化促進事業であって再生可能エネルギー熱供給設備に係るものについて、上記に定めるところに準じて都道府県基準を検討すること。

地域脱炭素化促進事業制度における環境配慮の体系

【国（環境省）の基準】

（環境省令：改正地球温暖化対策推進法
第21条第6項）

- 環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして、いずれの市町村も共通して遵守すべき基準
⇒促進区域から除外すべきエリア、促進区域設定時に考慮すべき事項等を規定

従い、市町村が設定

即して、都道府県が定める

【都道府県の基準の定め方】

（環境省令：改正地球温暖化対策推進法
第21条第7項）

- 都道府県が定める地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全に配慮すべき基準の定め方
⇒地域特性を踏まえた配慮すべき事項の選定方法、文献情報の収集手法、保全すべきエリアの抽出方法等を示す

踏まえて、都道府県が定める

【都道府県の基準】（任意） ※地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定める。

踏まえて、都道府県が定める

【協議会】（改正法第22条）

- 地方公共団体実行計画の策定・実施に必要な協議の場合
⇒関係行政機関、地方公共団体、先行利用者、地域住民、有識者、事業者等で構成

議論を踏まえて、市町村が設定

【地方公共団体実行計画マニュアル等】（技術的助言）

- 国の基準（環境省令）で示された、促進区域から除くべき区域、又は、促進区域設定時に考慮が必要な区域・事項等の解説
- 都道府県の基準の定め方（環境省令）で示された地域特性を踏まえた配慮すべき事項やその基準の定め方の解説
- 地域の環境保全のための取組の考え方（改正法第21条第5項第5号イ）
- 環境省令や都道府県環境配慮基準以外で検討に含めることが考えられる事項
※環境保全の観点以外の、社会的配慮の考え方も示すことを想定

基づき、市町村が設定

踏まえて、市町村が設定

【促進区域】 ※事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされるよう区域を選定

踏まえて、市町村が検討・実施

【市町村が定める「地域の環境保全のための取組」】 ※事業において講じるべき環境保全措置等（配置、規模の条件

【市町村が定める「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」】

地域脱炭素化促進事業の促進のために実施すべき事項等

- 地域脱炭素化促進事業の促進のため、地域の再エネポテンシャルを最大限活用するような意欲的な再エネ導入目標を設定した上で、その実現に向け、環境保全に係るルールに則って、促進区域等を設定することを通じ、円滑な地域合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組み。
- 地域脱炭素化促進事業の促進に当たって実施すべき事項は、以下の通り。

実施すべき事項	実施主体	実施すべき事項のイメージ		
1. 国の環境保全に係る基準の設定(環境省令) 国は、環境保全上の支障を及ぼすおそれがないものとして定める省令によって、全国のいずれの市町村も共通して遵守すべき基準を定める。	国	その他のエリア	市町村が考慮すべきエリア・事項	除外すべきエリア
2. 都道府県の環境配慮基準の設定 都道府県は、国の基準を踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して都道府県の環境配慮基準を定める。	都道府県	その他のエリア	市町村が考慮すべきエリア・事項	除外すべきエリア
3. 促進区域・地域の環境の保全のための取組等の設定 市町村は、自ら定める再エネ導入目標を念頭に置き、国・都道府県の基準に基づき、環境配慮の観点に加えて社会的配慮の観点も考慮しながら促進区域等を設定する。	市町村	<地方公共団体実行計画> 促進区域・地域の環境の保全のための取組等		
4. 地域脱炭素化促進事業計画の策定 事業者は、促進区域において整備する施設の種類・規模や「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の内容等を「地域脱炭素社会促進事業計画」として作成・申請する。	事業者	<地域脱炭素化促進事業計画> 地域脱炭素化促進施設の整備 地域の脱炭素化のための取組 地域の環境の保全のための取組 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組		
5. 地域脱炭素化促進事業の認定 事業者から提出された地域脱炭素化促進事業計画について、市町村が上記3の事項との適合性等を審査し、事業を認定する。	市町村			

・協議会等の協議

・協議会等での協議
・ワンストップ化特例
・アセス配慮書省略

地域脱炭素化促進事業制度における環境配慮の基本的考え方

- 改正地球温暖化対策推進法においては、環境保全に係るルールとして、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして国が定める基準（環境省令）、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して都道府県が定める基準（都道府県環境配慮基準）、市町村が地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境保全の取組」がある。適切かつ広範な促進区域の抽出に向け、これらを組み合わせて環境配慮を確保する。
- このルールについては、**全国一律に適用すべきものについては環境省令で、地域の実情に応じて適用すべきものについては都道府県環境配慮基準として、それぞれ示すこととなる**（都道府県基準の策定手順は、環境省令で策定）。
- さらに、市町村における計画策定が円滑に進むよう、**地方公共団体実行計画マニュアルにおいて、環境省令及び都道府県基準に照らした判断に必要な情報収集、検討の具体的な手順、環境省令及び都道府県環境配慮基準以外で検討に含めることが考えられる事項**について、**技術的助言としてわかりやすく示すことが重要**。（例：収集すべき既存情報や検討フロー）
- また、環境配慮の考え方については、盛土をはじめとする防災に関する検討、OECM（保護地域以外における地域をベースとした効果的な保全手段）といった新たな環境保全に係る概念の検討が進められていることも踏まえ、適時適切な情報のアップデートや見直しを行うことも重要である。

促進区域設定に係る国が定める基準案（環境省令案）の基本的考え方

- 促進区域設定に係る環境省令において、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から国が定める基準については、以下のような考え方で示すべきである。

A：市町村が促進区域から**一律に除外すべきエリア**を示す。

（環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、法令に基づき、その範囲が明確に定義され、図示されているエリアであって、再エネの立地を原則認めないこととしているエリア）

- B：一律に除外すべきとまで言えないものの環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から考慮が必要なエリア※¹や、性質上環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から考慮が必要な事項※²については、市町村が促進区域の設定に当たり**考慮が必要なエリア・事項**として示した上で、促進区域に入れるかどうかの検討を求める。

その上で、促進区域から除外すべき程度の環境保全上の支障のおそれまでは確認されないものの、事業の実施に当たり、一定の支障のおそれが判明し得ることが懸念される場合においては、促進区域に含めた上で地域脱炭素化促進事業に求める「**地域の環境保全のための取組**」に**適切な措置**（注記）を位置付けることで、**促進区域に設定可能**とする。

※¹：A以外のエリアのうち環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、一般禁止を掛けた上で許可制等であるが、再エネについては一定の許可基準等を満たせば許可されるエリア。

※²：環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する必要があるものの、当該事項の性質上、エリアでの規制が行われていない事項。

注記：例えば、事業計画の立案に先立ち必要な調査の実施や、調査結果を踏まえた事業計画の見直し（地域脱炭素化促進施設等の位置、規模、配置、構造等の調整、環境保全措置、事後調査による対応、順応的管理による対応を含む。）

- また、地域脱炭素化促進施設の種類ごとの特性や設置形態（建造物に設置・付属されるか、土地に設置されるか等）を踏まえた検討がされるべきである。
- 市町村が促進区域の設定に当たり考慮が必要なエリア・事項については、市町村が実務的に対応可能であることが重要であり、市町村が**EADASや行政機関（地方環境事務所や都道府県等）から既存情報を収集**し、支障のおそれの有無・程度を踏まえ、促進区域に含めるかどうかを検討（協議会がある場合には協議会も活用）することとするべきである。

促進区域設定に係る国が定める基準案（環境省令案）のイメージ

■ A: ○促進区域に以下の区域を含めないこと。

- ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域（自然環境保全法）
- ・国立/国定公園の特別保護地区・第1種特別地域（地熱発電のための地下部における土石の採取を行う地域を除く）（自然公園法）
- ・国指定鳥獣保護区の特別保護地区（鳥獣保護管理法）
- ・生息地等保護区の管理地区（種の保存法）

■ B :

- 次に掲げる区域※¹の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがない（事業の実施に当たり一定の支障のおそれが判明し得ることが懸念される場合においては、促進区域に含めた上で「地域の環境保全のための取組」に適切な措置を位置付ける場合も含む。）と認められること。
 - ・国立/国定公園の上記以外の区域（自然公園法）
- 次に掲げる事項※²について環境の保全の支障に及ぼすおそれがない（事業の実施に当たり一定の支障のおそれが判明し得ることが懸念される場合においては、促進区域に含めた上で「地域の環境保全のための取組」に適切な措置を位置付ける場合も含む。）と認められること。
 - ・国内希少野生動植物種（種の保存法）の生息・生育への支障
 - ・騒音等による生活環境への支障

※ 1 : A以外の区域のうち環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、一般禁止を掛けた上で許可制等であるが、再エネについては一定の許可基準等を満たせば許可される区域。

※ 2 : 環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する必要があるものの、当該事項の性質上、区域での規制が行われていない事項。

- 上記のほか、土地の安定性に支障を及ぼすおそれがないよう、土砂災害の防止の観点から規制対象となっているエリアについても位置付けることも考えるべきである（今後の検討候補として、例えば、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域等や保安林が想定され得る。）。

※ なお、再エネ海域利用法や港湾法等において規律される海域における洋上風力発電設備は対象外。

※ 上記の省令案のイメージは、現在調整中のものであり、今後、変更があり得る。本検討会の基本的考え方を踏まえながら、政府内において、更なる検討・調整を予定。

促進区域設定に係る都道府県が定める環境配慮基準の基本的考え方

- 都道府県の環境配慮基準は、都道府県の定める再エネ目標の達成に向けて、環境保全に適正に配慮した上で積極的に再エネを導入するために、地域の実情に応じて一步踏み込んだ検討のうえ、促進区域設定に当たって**配慮すべき区域や配慮事項ごとの適切な配慮の考え方について、個別事業計画立案段階に先立ち上位計画の段階で明確にするもの（いわゆる戦略的環境アセスメントの一種）**であり、設定することが望ましいものである。
また、都道府県の環境配慮基準を効果的に定めた上で、市町村の定める環境保全の取組において個別事業に係る環境配慮を適切に確保することにより、**累積的影響など個別事業段階で対応することが難しい課題にも、上位計画の段階において一定の配慮が可能となる**ことが期待される。
- 都道府県においては、上記を踏まえつつ、また、**都道府県の再エネの目標を踏まえて、国又は地方公共団体が有する情報や専門家等からの聴取等により得られる科学的知見に基づき、地域の特性に応じて事業の実施に係る環境の保全のために配慮すべき事項を検討した上で、当該都道府県内の市町村が除外すべきエリアや考慮すべきエリア・事項を示すこととするべきである。**また、目標の達成状況に応じて、**適宜見直しを行うべき**である。
- 都道府県においては、地域脱炭素化促進施設の種類ごとの特性や設置形態（建造物に設置・付属されるか、土地に設置されるか等）を踏まえるとともに、これらの事業特性を踏まえて環境への影響の懸念が小さい場所（例：開発済の土地）から優先的に市町村が検討することとなるよう促すことが必要である。
- 都道府県の環境配慮基準に従った促進区域内での認定事業については、環境影響評価法に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続が省略されることを念頭に置き、都道府県においては、アセス法対象規模の事業については、アセス法の計画段階配慮書手続に相当する検討事項・手法を示すこととするべきである。

その他市町村が促進区域等の設定において留意すべき事項の基本的考え方 (マニュアル記載事項)

- 環境省令や都道府県基準に照らした判断に必要な情報収集や検討の具体的な手順に加え、環境省令や都道府県基準としては示さないものの、**市町村が促進区域を設定する際に考慮することが望ましい実行上の留意事項**について、以下のように、**マニュアルにおいて技術的助言として示すべき**である。

- ①環境省令に位置付けられていないが、環境保全の観点から、考慮することが望ましい事項
(例：世界自然遺産、ラムサール条約湿地、レッドリスト掲載種、自然環境保全に係る都道府県独自制度(条例))
- ②環境保全以外の観点から考慮することが必要な社会的配慮・条件に係る事項
(例：土地利用、防衛施設、気象レーダー、航空施設、歴史的文化的景観)